

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成23年10月31日

和歌山市人事委員会

◎ 勧告のポイント

月例給を引下げ～平均年間給与は、△1.5万円(△0.24%)

1 月例給は、公民較差(△908円 △0.24%)を解消するため、引下げ

2 期末・勤勉手当は、民間の支給割合とおおむね均衡しており、改定は見送り

1 公民給与の比較

(1) 職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査

ア 平成23年4月1日在職する職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）2,448人を対象に給与実態調査を行った。このうち、民間給与との比較を行う一般行政職員は1,461人である。
イ 市内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所から層化無作為抽出した74事業所について、職種別民間給与実態調査を行った。

(2) 月例給

本年4月分の職員及び民間の月例給について職種、役職段階、年齢等の給与決定要素が同じ者を比較したところ、職員の給与が民間の給与を908円(0.24%)上回っている。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
380,818円	381,726円	△908円(△0.24%)

(3) 特別給(ボーナス)

平成22年8月から平成23年7月までの民間のボーナスの平均給与月額に対する支給割合を算定したところ、3.97月分となっており、職員の期末・勤勉手当支給月数(3.95月)とおおむね均衡している。

2 給与改定の内容

(1) 月例給

給料表について、本市職員の給与と民間給与の較差の大きさ等を考慮し、引下げ（医療職給料表を除く。）

また、給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額についても引下げ

(2) 期末・勤勉手当

民間の支給割合とおおむね均衡していることから、改定は見送り

(3) 実施時期等

条例公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

ただし、4月から改定の実施日の前日までの期間に係る較差相当分を、平成23年12月の期末手当の額において調整

【参考】改定による職員の年間平均給与（一般行政職・概算）

改定前 609.8万円 → 改定後 608.3万円 (△1.5万円 (△0.24%))

(4) 給与構造改革における経過措置額の廃止等

平成24年4月1日以降のあり方について検討し、人事院勧告の内容等を考慮した適切な措置が必要

3 その他の報告

(1) 人事給与制度について

本市では、職務、職責及び勤務実績を給与に反映し得るよう給与制度の改革を行ってきており、今後も公務の特殊性や多様性に配慮しつつ、国や他の地方公共団体の動向に留意した検討を進める必要がある。

なお、人事院は「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったところであり、本市においても検討を進めていく必要がある。

(2) 総労働時間の短縮について

任命権者においては、総労働時間の短縮に向けた対策を講じられてきたところであるが、依然として一部の職場において長時間に及ぶ時間外勤務が行われている実態があり、より一層の対策が必要である。

(3) メンタルヘルス対策について

休業者に占める精神性疾患の割合が高い水準で続いている状況の中、任命権者においては、これまで相談体制の充実などの対策を講じられているところであるが、今後も、疾病の未然防止、早期対応に努めるとともに、休業者の職場復帰を円滑に行うための支援、配慮と再発防止について、具体的の方策を検討し、実施していくことが重要である。

(4) 職業生活と家庭生活の両立支援について

職員の意識改革とともに、職員がその職業生活と家庭生活を両立できるよう制度を利用しやすい環境の整備を進めていくことが重要である。

(5) 人材の確保・育成について

本委員会では、より人物評価を重視するなどの対策を講じているところであるが、今後も見直しを行い、複雑化・多様化する行政ニーズに対応するため、より人材の確保に資する採用試験制度へと充実を図ることが重要である。

また、人材の育成については、任命権者において、引き続き計画的な職員の能力開発・育成に取り組んでいくことが重要である。

(6) 公務員倫理について

職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを改めて認識するとともに、管理監督者においては自ら率先して服務規律の確保に努め、任命権者においては市民の信頼確保に努めていく必要がある。

<人事院勧告の内容>

平均年間給与△1.5万円（△0.23%） 月例給については、40歳台以上を念頭に置いた引下げ

1 民間給与との較差（月例給） △899円（△0.23%）

2 主な内容

(1) 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差を解消するため、月例給の引下げ改定

50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた棒給表の引下げ改定

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）は、改定を見送り。

(3) 給与構造改革における経過措置額は、平成24年度は2分の1（上限1万円）を減額し、

平成25年4月1日に廃止。